

第三者農業経営継承 ガイドブック

円滑な農業経営の第三者継承を推進するために

公益財団法人 北海道農業公社
(北海道農業担い手育成センター)
担い手支援部就農相談課

〒060-0005
札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 北海道通信ビル6F
<https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/index.html>
TEL:011-271-2255 FAX:011-271-3776



令和6年3月発行

公益財団法人 北海道農業公社
(北海道農業担い手育成センター)

1 第三者農業経営継承とは

第三者農業経営継承（以下「第三者継承」という）とは、移譲希望者の農地、施設、機械等の有形資産と技術、経営ノウハウなどの無形資産を第三者(家族以外の人)に受け渡すことで、農業経営を継承する手法です。第三者継承は、次世代に資産を引き継ぐことで農業経営が継続され、地域農業を守ることに大きく貢献することが期待されます。また、移譲希望者の経営を途切れることなく引き継ぐことが出来るため、早期に安定した経営の確立が可能となります。

しかし、移譲する農場の資産評価と資産をどう引き継ぐか、移譲希望者と継承希望者の人間関係の構築、住宅の譲渡等の課題を抱え、継承の過程で破談になるケースが見られます。

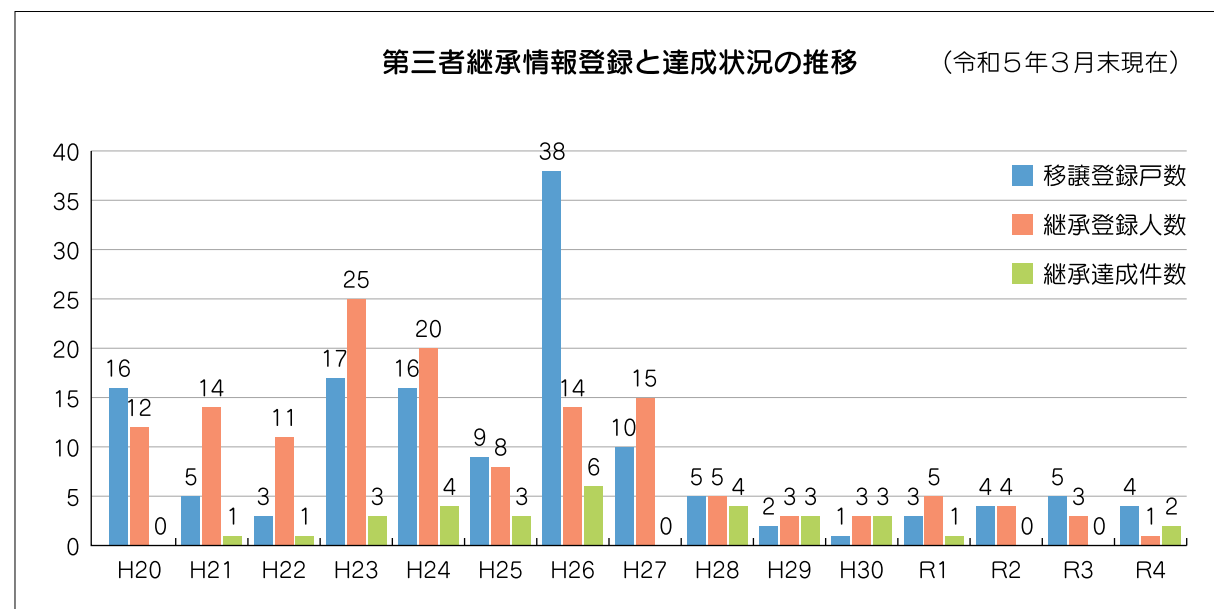
このガイドブックは、円滑な農業経営の第三者継承を推進するために作成しました。

2 北海道における推進状況【(公財)北海道農業公社関連】

北海道では農業者の高齢化が進み、後継者がいないままリタイアしていく農業経営の中には、優れた経営が少なくありません。これらの経営資産が散逸することは、経済的な損失だけでなく地域農業の衰退及び農村の定住人口の減少など、地域社会にとっても大きなダメージとなります。このような状況の中、第三者継承を進めることが、担い手確保の解決策として大きくクローズアップされてきました。

(公財)北海道農業公社（以下「北海道農業公社」という）では、平成20年度から「農業経営継承事業」に取り組んできましたが、平成29年度に事業が終了。平成30年度から全国農業会議所と連携し「農業経営の第三者継承情報・提供活動」により移譲希望者と継承希望者の登録とマッチング活動に取り組んできましたが、近年登録者数が減少しています。

令和元年度からは、新たに対象物件を休農等の空き物件にも広げ、就農希望者を地域担い手育成センターに紹介する「継承可能物件の情報共有」の取り組み(詳細は14ページに)を始めました。従来の取り組みと合わせ、第三者継承を推進します。令和5年3月末までの延べ登録者数は、移譲希望者138戸、継承希望者143人、継承達成件数は31件です。



3 地域サポート体制と受け入れ環境の整備

(1) 地域がサポートする環境づくり

第三者継承を推進するためには、地域農業を守る手段として地域農業戦略に位置づけ、移譲希望者及び継承希望者を地域の関係者がサポートする体制づくりが望まれます。

- 1) 人・農地プラン等で地域の将来や第三者継承について、関係機関と地域農業者が協議。
- 2) 新規就農支援策を整備する(指導謝金、研修生住宅、研修手当、初期投資への助成等)。
- 3) 移譲希望者の掘り起こしと農業経営移譲に関する意向調査の実施。

(2) コーディネートチームの設置と活動

移譲希望者と継承希望者をサポートし、第三者継承をスムーズに進めるために市町村、JA、農業委員会、普及センター、地域農業者等によりコーディネートチームを設置します。

- 1) コーディネートチーム会議の開催(関係機関の情報共有と協力確認等)。
- 2) 研修計画、資産評価、経営計画策定支援、各種事業の申請事務(関係機関で事務を分担)。
- 3) 研修期間及び継承後のフォロー。
- 4) 覚書、経営継承合意書の作成支援。
- 5) 人間関係の調整(移譲希望者と継承希望者の相談対応)。

※ 個人情報扱いますので、情報管理には細心の注意が必要です。



(3) 窓口担当者の配置(ワンストップ窓口)

第三者継承を円滑に進めるためには、移譲希望者と継承希望者の相談に対応できる、窓口担当者の存在が不可欠です。窓口担当者の役割は、資産評価や譲渡方法について移譲希望者との事前調整や移譲希望者と継承希望者の良好な人間関係を調整します。そのため窓口担当者は移譲希望者と継承希望者双方に信頼されることが必要です。

市町村やJAの担当者を配置するのが一般的ですが、JAや普及センターのOBを窓口担当者として配置し成果をあげている事例も見られます。

(4) 地域農業者のサポート体制

第三者継承のサポートは、コーディネートチーム及び窓口担当者だけでは限界があります。地域農業者の協力が必要です。可能であれば地域農業者で支援組織を作り、農業研修の受け入れや研修開始から就農後まで、フォローできる体制づくりが望まれます。

(5) 専門家のアドバイス

第三者継承のリスクを回避するためには、資産評価、契約や相続、税金、労務管理、法人設立等について、税理士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士など、専門家のアドバイスを受けることが、トラブルを防止するために必要です。

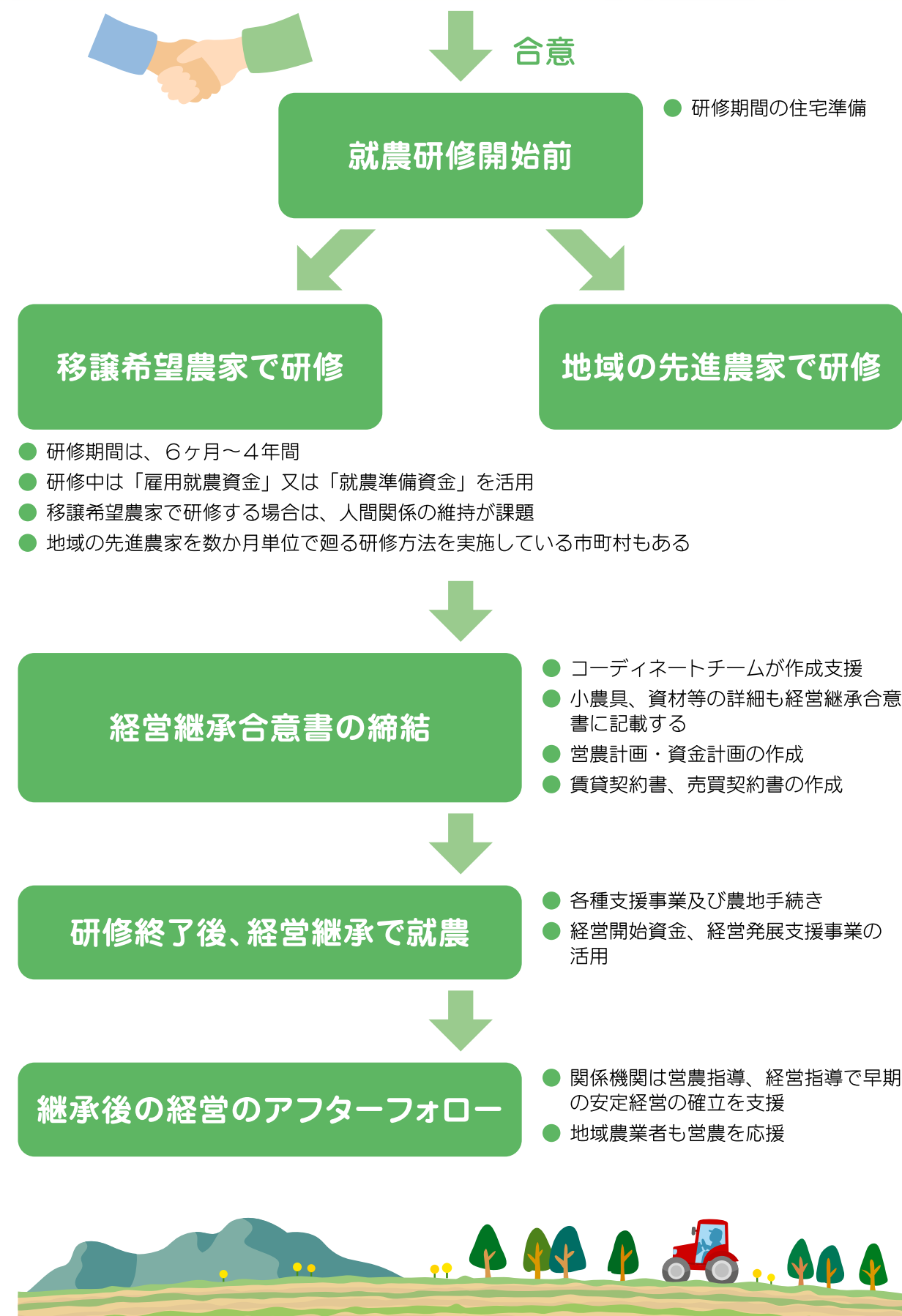
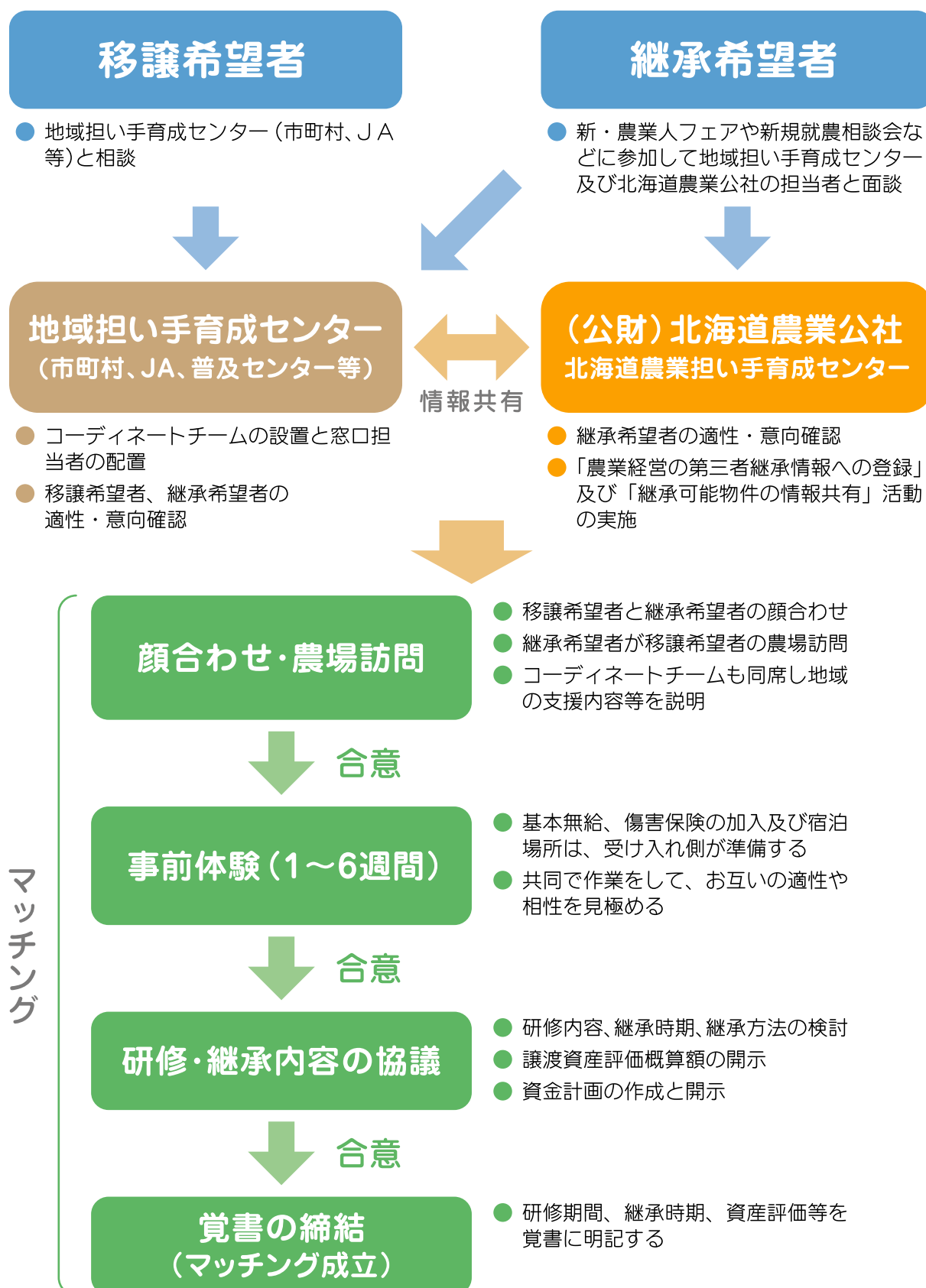
● 北海道農業経営相談所

農業者の皆様の様々な経営課題の解決や、地域の農業を守るための取り組みを支援するため、100名を超える専門家(中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、農業法人経営者、農業経営アドバイザー等)を配置しており相談内容に即して無料で専門家を派遣します。

※ お問い合わせ先

【事務局】(公財)北海道農業公社 農業経営相談室 ☎011-522-5579 にご相談下さい。

4 第三者農業経営継承フローチャート



5 移譲希望者と継承希望者の適性・要件

(1) 移譲希望者（第三者に農業経営を譲りたいと考えている農業者）

移譲希望者は、資産売却を目的とするのではなく、自らの経営資産を第三者に引き継ぎ、継承後も安定した経営が確立できるよう経営継承を進めることが重要です。経営継承を進めるには、長期的な視点で事前準備が必要です。まず、農業経営を第三者に渡すことについて、家族とよく話し合い合意を得ること。次に地域農業者の合意形成も必要です。コーディネートチームに経営情報を開示し、連携して第三者継承を進めましょう。

■ 移譲希望者の主な適性・要件

1	後継者不在で経営を中止する意向があり、農業経営を第三者に移譲する意思があること。
2	家族や親族（特に相続権者）の同意を得ていること。
3	関係機関等で構成するコーディネートチームと協力して進めることができること。
4	継承希望者を研修生として受け入れ、技術及び経営ノウハウ等の指導を適切に行い、継承希望者とコミュニケーションをとり、寄り添って行動できること。
5	継承資産・経営内容を継承希望者に対して開示できること。
6	継承する経営内容が専業経営として生計を立てられる規模であること。 （農業所得 300万円以上）

(2) 継承希望者（農業経営を引き継ぐ新規就農希望者）

継承希望者は、農業体験や雇用就農などを通して農業経営者となる強い意志と希望を持っていることが大切です。労力面を考慮するとご夫婦での継承が有利です。まだ条件が整っていない継承希望者は、事前に酪農ヘルパー、農業法人従業員等で農業経験を積み、一緒に就農を目指すパートナーと共に経営継承を目指すことが確実な方法です。年齢は50歳未満で経営継承して就農すると経営開始資金等の交付が受けられるので有利です。

研修中は、移譲希望者やコーディネートチームの指示に誠実に従うという姿勢が大切で、地域の担い手として、関係機関担当者や地域農業者とコミュニケーションを図る努力が必要です。

■ 継承希望者の主な適性・要件

1	就農を目指す強い意志を持ち、経営継承に責任感を持って対応できる。
2	移譲希望者（研修先）が行っている、生産技術、経営のノウハウを尊重する姿勢があること。
3	家族の合意を得ており、協力を受けられること。
4	コーディネートチームのアドバイスに従い、協力して経営継承を目指すことができる。
5	自ら農業経営を行っていない者であること。
6	原則、夫婦（婚約予定者含む）又は二人以上で就農を目指すこと。
7	研修期間中に継承可能な水準に技術・知識が到達できること。
8	継承に必要な資金確保が確実に見込まれること。

6 第三者農業経営継承が中止になる主なケースとトラブル防止対策

第三者継承では、移譲希望者と継承希望者が資産評価や譲渡方法を巡る対立により、人間関係が悪化し、不本意な結果になってしまう事例が散見されています。経営継承の中止はお互い精神的に大きなダメージを受けますので、トラブルの少ない円滑な第三者継承を推進しましょう。

(1) 第三者継承が中止になる主なケース

ケース1 （口約束）	移譲希望者と継承希望者が資産譲渡額について口頭で合意。農業研修が終盤となり具体的な協議時期に入ると、移譲希望者が譲渡額や継承内容の変更を直接継承希望者に提案。継承希望者は提案内容に不満を持ち、人間関係がもつれ、研修を中止し経営継承を断念する。
ケース2 （技術）	農業経験のある継承希望者が農業研修を開始したが、営農方法や営農技術を巡り移譲希望者と対立。人間関係が悪化して研修を中止し経営継承を断念する。
ケース3 （口調）	農業研修で農作業の習得が遅いために、移譲希望者が強い言動により継承希望者を指導。継承希望者は強いストレスにより研修の継続が困難になり、経営継承を断念する。
ケース4 （噂話）	研修開始から1年が経過した頃から継承希望者の研修態度や言動に移譲希望者が不満を持ち、一方継承希望者も研修内容に愚痴をこぼす等不満がたまり、その噂話が地域に拡散。人間関係の維持が困難になったため、研修を中止し経営継承を断念する。
ケース5 （曖昧）	将来、経営を譲りたいと誘われて農業法人の従業員になったが、数年経過しても具体的な継承方法や継承時期が示されず、継承希望者は従業員継承をあきらめ転職する。

(2) 第三者継承のトラブル防止対策

内 容	トラブルの防止対策
資産評価と譲渡方法に関するトラブル	移譲希望者と継承希望者の直接交渉による口頭での合意は避け、コーディネートチーム等の第三者が調整し、継承希望者が資金償還可能な資産評価と譲渡方法について検討する。
	経営継承研修の開始前に、研修期間、継承時期、資産評価概算額、譲渡方法について継承希望者が確認。双方が合意してから研修をスタートする(覚書等の作成)。
	覚書、経営継承合意書、端境期確認書等、重要な事項は全て書面契約を行う。
	窓口担当者は移譲希望者が関係者(家族等)の影響を受けて、後になって資産評価や譲渡方法の変更がないように、移譲希望者と情報共有を図りながら進める。
	評価が変動する家畜、農業機械等の資産は、覚書等に資産評価時期を明記する。
人間関係に関するトラブル	地域農業者や農業関係機関が第三者継承を温かく見守る環境を作る。
	並走期間が長くなると人間関係の維持が難しくなるので、地域の先進農家での研修や研修最後の数か月を継承希望者に農作業を任せる等、並走期間を短くする工夫と状況に応じた休農後継承の選択。
	研修生として受け入れる農場は、農場内のルールを明確にして、作業手順の統一化、定期ミーティングを実施し、風通しの良い研修環境づくりに努める。
	移譲希望者は高圧的な言動は慎み、継承希望者を労働者ではなく、後継者として育てるように努める。
	継承希望者は、受け入れ条件を守り、移譲希望者及びコーディネートチームの指示に従い、地域住民とコミュニケーションを図り、人間関係の維持に努力する。
	移譲希望者と継承希望者は不満や軋轢が生じた場合は、窓口担当者に相談し、相談内容を他へ漏らさない。窓口担当者は聞き役に徹し、ストレスを和らげ相談内容を外部に漏らさない。
営農技術を巡る対立	継承後、移譲者は継承者の要望がないかぎり、継承者の農業経営に口を挟まない。
	移譲希望者の経営内容と継承希望者が目指す経営目標が著しく違う場合は、無理に第三者継承を勧めない。継承希望者は移譲希望農場での研修中は、移譲希望者の営農方法を守り従う。

7 第三者農業経営継承の課題と成立に向けた対策のポイント

(1) 第三者農業経営継承の課題

- 1) 移譲希望者をどのように把握するか。
- 2) 要件を満たす継承希望者をどのように確保するか。
- 3) 移譲希望者と継承希望者の人間関係をどのように維持するか。
- 4) 資産評価や資産譲渡方法を巡るトラブルをどう防止するか。
- 5) 移譲希望者の継承後のライフプラン、特に居住地（住宅）の確保をどうするか。
- 6) 大規模経営（1戸1法人等）の資産をどのように引き継ぐか。

(2) 第三者農業経営継承の成立に向けた対策のポイント

- 1) 将来の営農に対するアンケート調査などで、経営移譲への意向を確認。
- 2) コーディネートチーム（市町村・JA・農業委員会・普及センター・地域農業者等）の設置と窓口担当者の配置。
- 3) 北海道農業公社の「農業経営の第三者経営継承」、「継承物件及び離農物件の情報共有」への登録。
- 4) 新規就農フェア等の就農相談会に参加し、継承希望者の募集と受入れ。
- 5) 移譲希望者、継承希望者の適性のチェック。（P5参照）
- 6) 移譲希望者と継承希望者の直接交渉は避け、第三者（コーディネートチーム等）が調整する。
- 7) 口頭での合意は避け、全て書面で確認する（覚書、経営継承合意書の締結等）。
- 8) 資産評価への第三者（専門家等）の関与。（P2参照）
- 9) 研修期間と内容、継承時期、融資条件、資産評価概算額を確認してから研修をスタート。
- 10) 住宅確保のための情報提供・あっせん等の仕組みづくり。
- 11) 継承後の営農について過度な干渉をしないこと。
- 12) 大規模経営や法人化等による第三者継承の際には北海道農業公社「農業経営相談室」の活用。

● 道内農業関係機関の皆様へ

北海道内の農業関係機関（コーディネートチーム等）が推進する、第三者継承の事務手続き及び参考様式について、当公社ホームページ「北海道 DE 農業をはじめめるサイト」の「関係機関専用サイト」からダウンロードできますのでご活用ください。



8 資産評価方法

項目	資産評価方法	注意事項
農用地	● 農業委員会による評価 ● 農地利用改善団体による評価 ● 不動産鑑定士による鑑定評価	● 地番ごとに面積、所有者、抵当権、現況地目を事前確認
農業用施設（牛舎等）	● 固定資産税評価額及び減価償却未償却残高を参考にコーディネートチームが調整した評価 ● 移譲希望者の希望価格と過去の評価事例等を参考にコーディネートチームが調整した評価 ● 不動産鑑定士による鑑定評価	● 耐用年数を超過した施設で固定資産税評価額を参考にする場合は調整が必要
農業用機械	● 中古農業機械市場等の担当者による評価 ● 農業機械メーカー及び農協機械センター等の担当者による評価	● 中古農業機械は現状渡しが基本 ● 譲渡後の修理費負担について、経営継承合意書に明記
家畜（乳牛等）	● 家畜市場の取引価格に準じた価格 ● 市場価格を参考として、移譲希望者とコーディネートチームが調整した評価	● 価格の変動が激しいので評価時期を設定 ● 継承希望者が飼養可能な頭数に調整
住宅（宅地）	● 固定資産税評価額及び減価償却未償却残高を参考にコーディネートチームが調整した評価 ● 移譲希望者の希望価格と地域の継承事例を参考にコーディネートチームが調整した評価 ● 不動産鑑定士による鑑定評価	● 住宅ローン及びリフォーム等も考慮 ● 分割払いも検討する ● 家財道具等は移譲希望者の責任で処分
その他	● 工作機械、小農具、工具、資材等 ● 生産物、飼料（ラップサイレージ等）、肥料、農薬等 ● 無形資産（屋号、販売先、ノウハウなど）	● 農具等の細かなものまで、リストを作成 ● 双方が立会い確認して経営継承合意書に明記

● その他資産譲渡の注意点

- ① 譲渡する住宅と住宅周辺の環境整備及びゴミ処理は移譲希望者が行う
- ② 不動産の所有者確認（宅地・住宅等）と分筆登記費用負担を明確化する
- ③ 樹木、隔障物等の地上物件の明確化と堆肥等の所有権を確認する
- ④ 各種負担金、共済掛金、税金等の負担割合を経営継承合意書等に明記する
- ⑤ 資産評価は資産譲渡に伴う税金（所得税、贈与税、消費税等）を考慮する



9 農業経営の第三者継承情報への登録について

(1) 移譲希望者・継承希望者の登録（登録期間：移譲希望者1～2年間、継承希望者1年間）

- 1) 移譲希望者は市町村の地域担い手育成センターを経由して北海道農業公社に登録を申込む。
※ 登録を希望する地域担い手育成センターは、事前に北海道農業公社に連絡すること。
- 2) 継承希望者は北海道農業公社担当者と事前に面談を行い登録申込をする。
- 3) 北海道農業公社は要件等を審査し登録する。また(一社)全国農業会議所と情報共有する。

(2) 移譲希望農家情報を当公社ホームページに掲載



第三者農業経営継承に関する情報は、「北海道DE農業をはじめのサイト」で確認できます。



<http://www.adhokkaido.or.jp/ninaite>

■ ステップ1

パソコン、スマートフォンからホームページを開きます。

■ ステップ2

「我が家の農業継承しませんか？」をクリックします。
第三者経営継承登録に関する内容が掲載されています。



■ ステップ3

経営移譲希望農家一覧をクリックすると移譲希望農家の情報が掲載されています。

10 第三者農業経営継承で活用されている各種事業

(1) 雇用就農資金

1) 雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付します。

- 支援額：年間最大60万円（新規雇用就農者が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等の場合は年間最大15万円加算）

- 期 間：最長4年間

2) 新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農を目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付します。

- 支援額：年間最大120万円（3年目以降は年間最大60万円。新規雇用就農者が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等の場合は年間最大15万円加算）

- 期 間：最長4年間

※ 雇用就農資金の詳細は、全国新規就農相談センターのホームページでご確認ください。

https://www.be-armer.jp/farmer/employment_fund/original/

※ 雇用就農資金に関するご相談は、(一社)北海道農業会議にお問い合わせください。

☎011-281-6761 koyo@hca.or.jp



(2) 就農準備資金

北海道が認めた研修期間（先進農家・先進農業法人含む）で研修を受ける就農希望者に最長2年間、年間最大150万円を交付します。

- 対象者：就農予定時の年齢が49歳以下であること

- 支援額：150万円／年 最長2年間

※ 就農準備資金に関するお問合せは、(公財)北海道農業公社 担い手支援部就農研修課
☎011-271-2255にご相談下さい。

(3) 経営開始資金

新規就農される方に、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最大3年間、年間150万円を交付します。

- 対象者：独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

- 支援額：150万円／年 最長3年間

※ 経営開始資金に関するお問合せは、新規就農を予定している市町村農業担い手担当窓口にご相談ください。

※ 就農準備資金・経営開始資金の詳細は、農林水産省経営局就農・女性課のホームページでご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html



(4) 経営発展支援事業

新規就農される方に、機械・施設等導入にかかる経費の上限に対し、都道府県が1／4、国が1／2を支援します。

- 対象者：独立・自営就農時の年齢が、49歳以下の認定新規就農者
- 支援額：補助対象事業費 上限500万円
- 補助率：都道府県支援の2倍を国が支援（国の補助上限1／2）

※ 経営発展支援事業の詳細は、農林水産省経営局就農・女性課のホームページでご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html



(5) 農地中間管理機構事業

1) 農地保有合理化事業（特例事業）

北海道農業公社が離農農家などから農用地等を買入し、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者や、新規就農者に一定期間貸付後に売り渡す仕組みです。

- 貸付料：5年以内の場合は、公社買入価格の1.00％／年
5年を超え10年以内の貸付を行う場合は、公社買入価格の1.00％／年

2) 公社農場リース事業

北海道農業公社が農地保有合理化事業(特例事業)で取得した、離農農家の施設等を整備し、新規就農者に一定期間(5年以内)貸付けた後、譲渡する事業です。

※ 農地保有合理化事業(特例事業)、公社営農場リース事業のお問合せは、(公財)北海道農業公社各支所業務農地課にご相談下さい。

※ 農地保有合理化事業(特例事業)、公社営農場リース事業の詳細は、(公財)北海道農業公社のホームページでご確認下さい。

https://www.adhokkaido.or.jp/to_gorika.html



●認定新規就農者制度

認定新規就農者制度は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

青年等就農計画の対象者	計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等であつて、青年等就農計画を作成して市町村から認定を受けることを希望する者 ※青年（原則18歳以上45歳未満）、特定の知識・技能を有する者（65歳未満）これらの者が役員の過半を占める法人 ※農業経営を開始して一定の期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く
青年等就農計画の認定	市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合に認定を実施 ① 計画が市町村の基本構想に照らして適切であること ② 計画が達成される見込みが確実であること
認定新規就農者のメリット措置	① 青年等就農資金（無利子融資） ② 経営発展支援事業 ③ 経営開始資金 ④ 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

※ 青年等就農計画のお問合せは、新規就農を予定している市町村農政担当課へご相談下さい。

11 主な資金と融資条件

資金名	利用対象者	資金の使いみち	融資条件
青年等就農資金	認定新規就農者	①農業用施設・機械 ②果樹新植・家畜購入等 ③借地料などの一括支払い ④その他の経営費 ※農地等の取得は対象外	●融資期間：17年以内 （うち据置期間5年以内） ●融資限度額：3,700万円（特認1億円） ●貸付金利：無利子 ●担保：原則として、融資対象物件 ●保証人：原則として個人は不要、法人は代表者
経営体育成強化資金 （認定新規就農者向け特例制度）	認定新規就農者	農地等の取得	●融資期間：25年以内 （うち据置期間5年以内） ●融資限度額：1,000万円以下の場合、融資率100% ●金利：金利情勢により変化 ●担保・保証人：相談の上決定 ※融資額が1,000万円を超える部分は、融資率80%
スーパーL資金 「農業経営基盤強化資金」	認定農業者	①農地等の取得・改良 ②農業用施設・機械 ③果樹・家畜等 ④その他経営費	●融資期間：25年以内 （うち据置期間10年以内） ●融資限度額：[個人] 3億円 特認 6億円 [法人] 10億円 特認20億円 ●金利：金利情勢により変化 ●担保・保証人：相談の上決定
JA新規就農応援資金	原則55歳未満で就農開始5年目までの新規就農者 （JAの正組合員）	①農業経営に必要な設備資金（農業経営用施設・機械の取得・改良・造成等(前所有者の経営を継承する場合の居抜き住宅を含む)） ②農業経営に必要な運転資金（肥料、農薬、飼料等の農業経営費等）	●融資期間：17年以内 （うち据置期間5年以内） ●融資限度額：1,000万円 ●金利：JAが定める金利 ●担保・保証人：JAが定める基準による（借入者が法人の場合は、原則として代表者を連帯保証人とする。但し、経営者保証ガイドラインに基づき連帯保証人を必要としない可能性を検討）
JA北海道信連新規就農者資金	認定新規就農者で、自ら農業を始められる方と農業を始めてから経営実績が3期未満の方 （JAの正組合員）	①設備資金（農地・施設・農機具取得） ②運転資金 ③住宅資金（新築・改修）	●融資期間：設備・住宅資金25年以内 運転資金は10年以内 ●融資限度額：5,000万円以内 （運転資金500万円以内、住宅資金：新築2,000万円以内、中古購入・修繕1,000万円以内） ●金利：金利情勢により変化 ●担保・保証人：相談の上決定

注）融資条件は主な内容を記載しています。詳細は取扱金融機関にご確認ください。

（R5.12月現在）

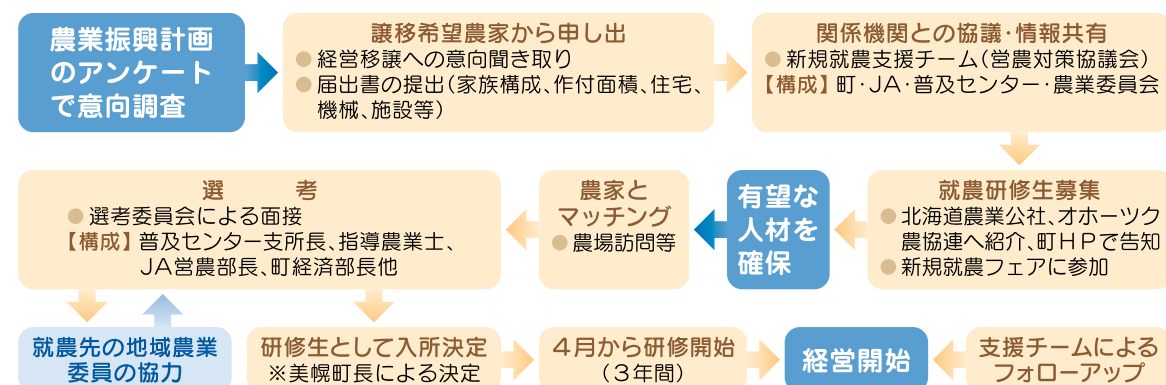
12 第三者農業経営継承の取組事例

(1) 美幌みらい農業センターの取組

美幌町では、意欲ある担い手の確保のため「美幌みらい農業センター」が中心となり、新規就農希望者を受け入れ、第三者農業経営継承による円滑な新規就農を支援しています。



1) 新規就農者の受入の流れ



- ①農業振興計画のアンケート調査で後継者の状況、将来の意向を把握し、地域の規模拡大への動向を見極め、第三者継承が可能な農業者の経営継承の意向を確認する。
- ②移譲希望農家から申し出を受け、新規就農支援チームで協議、情報共有し、北海道農業公社、オホーツク農協連へ物件の登録、町のホームページで紹介。および、新規就農フェア等に参加し継承希望者を募る。
- ③移譲希望農家と継承希望者のマッチング後、移譲希望農家の意向を確認し選考委員会による面接を行い、研修受け入れを決定する。
- ④研修期間は3年間で、1年目はみらい農業センターで基礎的な研修を受け、2、3年目は移譲農家で実践的な研修を行う。

2) 研修から就農までの就農支援チームの事務的業務

1年目	2年目	3年目
① 営農計画書の作成	① 農地評定 ② 就農資金借入計画認定	① 青年等就農計画認定 ② 青年等就農資金計画認定 ③ 経営移譲合意書の作成支援

3) 資産評価方法

項目	評価方法
農地	農業委員会による評定
施設	移譲希望者の希望価格と過去の評価事例等を参考に支援チームが調整した評価
機械	中古農業機械市場担当者による評価

4) 研修期間中の支援制度

- 就農準備資金の活用：最長2年間、年間150万円を交付
- 農業研修補助金(町支援事業)：月額15万円交付、ただし、就農準備資金の交付を受けた後
- 家賃補助金(町支援事業)：月額35,000円以内

5) 新規参入者の推移

就農年	H15	H16	H16	H17	H17	H18	H19
作目	露地・施設野菜	露地・施設野菜	露地・施設野菜	畑作・露地野菜	花き・畑作・露地野菜	施設野菜	畑作・施設野菜
第三者継承				●			●
就農年	H19	H21	H21	H27	H30	R3	R4予定
作目	畑作・露地野菜	露地・施設野菜	露地・施設野菜	畑作・施設野菜	露地・施設野菜	肉牛繁殖	畑作・露地野菜
第三者継承	●			●	●	●	●

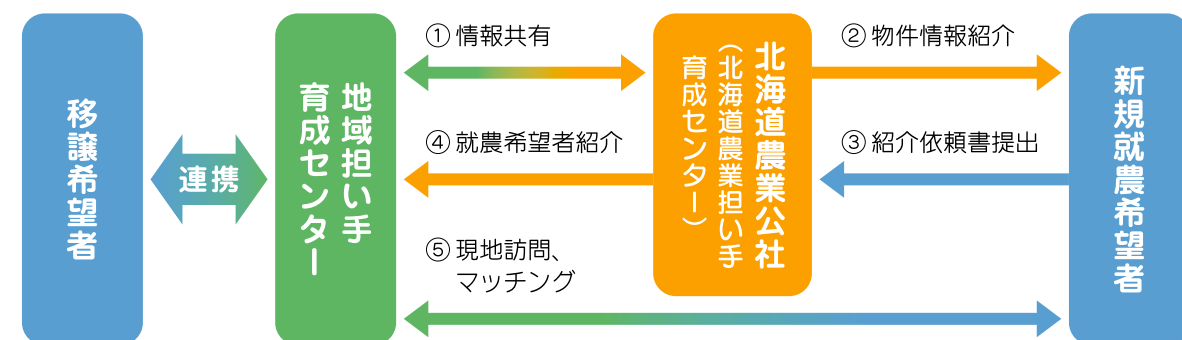
参考 継承可能物件の情報共有

(1) 目的

従来の「農業経営の第三者継承情報・提供活動」は、現在農業を営み5年以内に経営を譲りたいと考えている移譲希望者が対象となりますが、近年、登録者が減少しています。そこで、北海道農業公社では新たな取組として「継承可能物件の情報共有」を令和元年度から導入しました。

対象範囲を継承物件に加え、休農等の空き物件にも広げ、北海道農業公社と地域担い手育成センターが情報共有し、就農希望者の地域担い手育成センターへの紹介により新規就農を推進してまいります。従来の「農業経営の第三者継承情報・提供活動」と合わせ第三者継承との取り組みを強化します。

(2) 継承可能物件情報共有フローチャート



(3) 物件情報の共有条件

関係機関及び地域コーディネートチーム等が農業研修及び資産譲渡等について、責任を持ってサポート出来ることを条件に物件情報を共有します。

(4) 物件情報の共有方法

1) 手続き

地域担い手育成センターは登録を希望する継承可能物件がある場合、「継承可能物件情報共有申込書」と「物件情報」を北海道農業公社に提出します。受付後、北海道農業公社から地域担い手育成センターに情報共有の通知文書を送付します。

2) 情報共有期間

情報共有期間は2年間とし、取り下げる場合は「継承可能物件情報共有取り下げ文書」を北海道農業公社に提出します。

3) 窓口担当者

窓口担当者(市町村・JA担当者)は、関係機関で協議して選定。

4) 様式等

様式等は「北海道DE農業をはじめのサイト」の「関係者専用サイト」からダウンロードできます。

5) 「物件情報」の記載に関する注意点

個人情報(名前等)は、記載しない。

(5) 情報の提供方法及び就農希望者紹介

物件情報は、HPに公開せず北海道農業公社が開催する新規就農・農業体験相談等で相談内容に応じて就農希望者に説明します。物件の現地訪問を希望する就農希望者を地域担い手育成センターに紹介します。

※継承可能物件の情報共有に関するお問合せは、

(公財)北海道農業公社 担い手支援部就農相談課 ☎011-271-2255にご相談下さい。